

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第2234号)

令和2年1月24日

横情審答申第2234号

令和2年1月24日

横浜市交通事業管理者 城 博 俊 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 藤 原 静 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問に
ついて（答申）

平成30年7月3日交事開第146号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま
す。

「「土地境界立会確認書の締結について（特定地番）」（特定年月日決
裁交事開特定番号）の筆界確認書等一式」の個人情報非利用停止決定に対
する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市交通事業管理者が、「土地境界立会確認書の締結について（特定地番）」（特定年月日決裁交事開特定番号）の筆界確認書等一式の利用停止請求に対し非利用停止とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「土地境界立会確認書の締結について（特定地番）」（特定年月日決裁交事開特定番号）の筆界確認書等一式（以下「本件保有個人情報」という。）の個人情報利用停止請求に対し、横浜市交通事業管理者（以下「実施機関」という。）が、平成30年2月22日付で行った個人情報非利用停止決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非利用停止理由説明要旨

本件保有個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第43条第1項第1号に規定する利用停止の要件に該当しないため非利用停止としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件保有個人情報については、審査請求人に文書及び口頭にて境界立会の趣旨を説明した上で、適法に取得したものである。
- (2) また、その利用方法についても、交通局営業推進本部事業開発課（現在の交通局総務部経営管理課。以下「事業開発課」という。）の所掌事務である交通局の所有地の管理及び有効活用を検討するにあたり行った測量作業に伴い地積更正・分筆登記を申請する際の添付資料として使用したものであって、それらの目的以外に使用した事実はない。
- (3) よって、条例第43条第1項に規定する要件に該当しないことから、非利用停止とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分取消しを求める。
- (2) 特定年月日Aに実施機関と委託契約している測量会社により審査請求人の息子（審査請求人代理人。以下「審査請求人代理人」という。）に手渡しした「測量作業のお知らせ」については、事前に実施機関より連絡がなく、突然の訪問であり悪質商法、いわゆるかたり商法の類と認識し、審査請求人代理人はこれを無視した。
- (3) 郵送物については、封筒に実施機関からの郵送物である記載がなかったため、悪質商法等に係る郵送物と認識し、封を開かなかった。委託業者ではなく実施機関から境界確認の立会いについて事前に電話連絡等があつてしかるべきである。郵送物により一方的に平日を指定し境界確認を実施するのはおかしい。
- (4) 審査請求人は、高齢で認知症を患っており、当時から要介護認定を受けていた。
- (5) 境界確認の当日、審査請求人が当初、現地に現れなかったのは、郵送物の内容を理解できないからである。審査請求人は変形性膝関節症を患っており（当時杖歩行）、境界確認の立会いが長時間になり、苦痛が長引くことをおそれ、その場を凌いだ。
- (6) 実施機関は、筆界確認書への押印について、審査請求人の理解が進まない中、書式を審査請求人が記名・押印する方式から、あらかじめ審査請求人の住所・氏名を印刷し、審査請求人が押印のみする方式に差し替えた。審査請求人代理人が審査請求人に確認したところ、審査請求人は何の書類に押印したのか理解していなかった。
- (7) 審査請求人の所有する土地と実施機関の所有する土地の境界は、審査請求人の所有する土地の売買の際に既に確定している。売買から十数年経過してから、筆界確認書を取り交わす意味が分からない。

5 審査会の判断

- (1) 土地境界確認に係る事務について

事業開発課では、実施機関の所有する資産の有効活用の検討をするにあたり、土地の調査、測量、図面の作成等や土地及び建物の登記に関する事務を所掌している。土地の有効活用の検討にあたっては、その土地の正確な情報を必要とするため、改めて測量等を行い、必要に応じて土地の地積更正、合筆、分筆等を行っている。また、地積更正、合筆、分筆等の不動産登記が必要となる際には、測量に伴い、隣接する土地との境界について隣接する土地の所有者と境界の確認を行い、双方が確認したことの証明として実施機関と隣接する土地の所有者双方の押印がなされた筆界

確認書を作成している。作成された筆界確認書は、不動産登記申請の際に添付資料として法務局に提出している。

(2) 本件保有個人情報について

実施機関は、審査請求人の所有する土地に隣接する土地甲と土地甲に隣接する土地乙を所有していたが、これらは更地であり有効活用できておらず、また、地下に構造物が存在する部分と存在しない部分が土地甲と土地乙の両方にまたがっていた。実施機関は、土地甲及び土地乙の活用の検討にあたり、地下に構造物が存在する部分と存在しない部分を明確にするため、測量会社に土地甲及び土地乙の測量を委託し、土地甲と土地乙について一度合筆登記を行ったうえで、地下に構造物が存在する土地丙と存在しない土地丁に再度分筆登記を行った。また、当該土地に係る従前の登記簿と実際の測量結果の地積に齟齬があったため、併せて地積更正登記を行った。

本件保有個人情報は、これらの不動産登記申請の添付書類として利用するために取得しており、土地丙と審査請求人の土地の境界に係る筆界確認書、境界点測量図及び境界標写真で構成されている。実施機関は、審査請求人の押印がされた筆界確認書を測量会社を通じて審査請求人から取得した。

なお、当審査会が実施機関及び審査請求人代理人に確認したところ、本件保有個人情報によって審査請求人の所有する土地と実施機関の所有する土地の境界に変更が生じた事実はないとのことである。

(3) 条例第43条第1項第1号又は第2号の該当性について

ア 条例第43条第1項柱書では「何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。」と規定し、同項第1号では「当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第7条第2項の規定に違反して保有されているとき、又は第10条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去」と、同項第2号では「第10条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止」と規定している。

実施機関は、利用停止請求に理由があると認めるとき、すなわち、条例第43条第1項第1号又は第2号に該当するときは、個人情報の適正な取扱いを確保

するために必要な限度で利用停止をしなければならない（条例第45条）。

イ 実施機関は、本件保有個人情報、条例第43条第1項第1号に規定する利用停止の要件に該当しないため非利用停止としたと説明しているため、当審査会で令和元年10月25日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

- (ア) 土地甲及び土地乙の測量作業等を実施するに当たり、まず、測量会社が特定年月日Aに測量作業を実施すること、その後土地境界の現地立会確認を依頼すること等を知らせる「測量作業のお知らせ」を審査請求人宅に持参し、審査請求人が不在であったため、審査請求人代理人に手渡ししている。
- (イ) 特定年月日Bには、測量会社から土地の境界確認のための立会い依頼文を審査請求人宛てに郵送し、特定年月日Cの立会いを依頼した。なお、この立会い依頼文及び前述の「測量作業のお知らせ」には、発注機関として実施機関の課名、担当者及び連絡先を記載している。
- (ウ) 特定年月日Cに、実施機関の職員も立会いのもと、境界立会確認を実施した。依頼した時間になっても審査請求人が現れず、審査請求人宅に呼び出しに行くと審査請求人本人が出てきたため、境界立会確認をしてもらい、後日の筆界確認書への押印を依頼した。
- (エ) 特定年月日Dに、測量会社が審査請求人に筆界確認書、土地丙及び土地丁の測量後の図面等を手渡しし、本件保有個人情報の利用目的を説明するとともに筆界確認書への署名・押印を依頼した。
- (オ) その後、測量会社が筆界確認書を受け取りに審査請求人宅に3回訪問するも、受領できなかった。そのうち、特定年月日Eの訪問時には、審査請求人に加え審査請求人代理人に対しても、本件保有個人情報の利用目的を説明し、筆界確認書への署名・押印を依頼したが、取り合ってもらえなかった。
- (カ) 特定年月日Fには、測量会社が審査請求人の住所・氏名をあらかじめ記載した筆界確認書を用意し訪問した。再度、本件保有個人情報の利用目的を説明した上で、筆界確認書への押印を依頼したところ、審査請求人から「握力がないので代わりに押印してほしい」と言われたため、測量会社が審査請求人の代わりに押印し、審査請求人に押印した箇所の確認をしてもらった。

ウ 本項第1号の該当性について

- (ア) 取得の適法性について

本項第1号の「適法に取得されたものでないとき」とは、条例第8条第1項から第4項までに違反して収集した場合や暴行、脅迫等の手段により取得した場合を指すものと解される。

条例第8条第1項では「実施機関は、個人情報収集しようとするときは、本人から収集しなければならない。」と規定されている。

実施機関が、本件保有個人情報を本人から収集していることは、上記イ(カ)から明らかであるが、審査請求人代理人は、実施機関が審査請求人の意思能力に不安のあることを知りながら、強引かつ一方的に押印させて、本件保有個人情報取得したことは条例第8条第1項に違反すると主張しているとも解されるため、以下検討する。

本件保有個人情報の収集の経緯は上記イのとおりであるが、当審査会が事情聴取において実施機関に確認したところ、この一連のやりとりの中では、審査請求人は依頼内容等についてきちんと理解していると思われ、実施機関及び測量会社は審査請求人の意思能力に不安があるとは認識しておらず、また、審査請求人代理人と接触した際にも、審査請求人代理人から審査請求人の意思能力に不安がある旨の相談等を受けたこともないとのことであった。

審査請求人代理人は審査請求人が認知症を患っており、要介護認定も受けていた旨主張しているが、以上の事情を考慮すると、審査請求人が高齢であるとはいえ、実施機関において審査請求人の意思能力に不安があることを疑うべき状況であったとまでは認められず、実施機関が審査請求人の意思能力に不安があることを知りながら本件保有個人情報を収集したとはいえない。

次に、条例第8条第2項では「実施機関は、本人から直接書面・・・に記録された当該本人の個人情報を収集するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない」と規定されている。利用目的の明示は、当該本人が利用目的を認識することができる状態にすることをいい、口頭により行うこともできるものと解される。

上記イ(エ)から(カ)までのとおり、筆界確認書を取得するに当たって、審査請求人及び審査請求人代理人に本件保有個人情報の利用目的を説明したと実施機関は説明しているが、筆界確認書を取得するに当たってその利用目的を説明することは当然の対応であり、実施機関の説明は不自然とはいえない。なお、本件保有個人情報の利用目的を説明した際に、実施機関において審査請求人の意

思能力に不安があることを疑うべき状況であったとまでは認められないことは、前述のとおりである。

よって、本件保有個人情報を収集するに当たり、実施機関が条例第8条第2項に違反した事実は認められない。

また、本件保有個人情報の収集について条例第8条第3項及び第4項には違反せず、本件保有個人情報を暴行、脅迫等の手段により取得した事実もない。

したがって、本件保有個人情報は、適法に取得されたものと判断する。

- (イ) 本件保有個人情報は、実施機関により、条例第7条第2項の規定に違反して保有されているとは認められず、また、条例第10条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとも認められない。
- (ウ) 以上のことから、本件保有個人情報は、条例第43条第1項第1号に規定する利用停止の要件に該当しない。

エ 本項第2号の該当性について

実施機関が、本件保有個人情報を条例第10条第1項及び第2項の規定に違反して、実施機関以外のものに提供した事実は認められず、本件保有個人情報は本項第2号には該当しない。

オ 以上のことから、当審査会は、本件保有個人情報は、本項第1号及び第2号で規定する利用の停止又は提供の停止のいずれの要件にも該当しないと判断した。

(4) その他

前述のとおり、当審査会は、筆界確認書を取得する際の実施機関の対応に格別の問題はなかったと判断する。しかしながら、高齢化の進む我が国において、筆界確認書に係る事務を行う際の相手方が高齢者となる機会は、今後さらに増加することが予想される。実施機関においては、このような社会情勢を踏まえ、高齢者に配慮したより慎重な対応を検討することを望むものである。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件保有個人情報を非利用停止とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 稲垣景子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成30年7月3日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成30年8月23日	・審査請求人から意見書を受理
平成30年8月23日 (第238回第三部会) 平成30年8月24日 (第342回第二部会) 平成30年8月28日 (第318回第一部会)	・諮問の報告
令和元年6月28日 (第361回第二部会)	・審議
令和元年10月11日 (第367回第二部会)	・審議
令和元年10月25日 (第368回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
令和元年11月8日 (第369回第二部会)	・審議
令和元年11月22日 (第370回第二部会)	・審査請求人の意見陳述 ・審議
令和元年12月6日 (第371回第二部会)	・審議
令和元年12月20日 (第372回第二部会)	・審議